

姫路市芸術文化賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市表彰規則（平成9年姫路市規則34号）第8条の規定に基づき、同規則第3条第8号に該当するものとして行う本市の芸術文化の振興と向上に資するための姫路市芸術文化賞（以下「姫路芸文賞」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 姫路芸文賞は、芸術及び文化の振興のためその功績が顕著であり、姫路市を中心に活躍し、又は姫路市に貢献した者若しくは団体を対象とする。

(種類)

第3条 姫路芸文賞は、芸術文化大賞、芸術文化賞、芸術文化年度賞及び芸術文化奨励賞の4種類とする。

(選考基準)

第4条 姫路芸文賞候補者の選考基準は次の各号に掲げるとおりとし、その年に表彰される者又は団体の数の上限は、当該各号に定める数とする。

(1) 芸術文化大賞 特に優れた芸術作品を創造した者若しくは団体、又は文化活動を通じて傑出した業績を挙げ、文化の向上発展に顕著な功績のあった者若しくは団体 1

(2) 芸術文化賞 永年にわたり、優れた創作活動を通して、芸術文化の向上発展に貢献した者若しくは団体又は永年にわたり、顕著な文化活動を通して、地域文化の向上発展に貢献した者若しくは団体 3

(3) 芸術文化年度賞 最近1年間に優れた作品を発表し、芸術文化の向上発展に貢献した者若しくは団体又は最近1年間に顕著な文化活動を通して、地域文化の向上発展に貢献した者若しくは団体 1

(4) 芸術文化奨励賞 優れた芸術文化活動を行い、将来一層の活躍が期待される者又は団体 1

2 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合は、芸術文化年度賞及び芸術文化奨励賞の数の合計が2を超えない範囲で、それぞれの賞の数を増減することができる。

(表彰)

第5条 姫路芸文賞の表彰は、賞状と副賞の贈呈をもって行うものとする。

2 姫路芸文賞の表彰は、年1回とする。

(選考)

第6条 姫路芸文賞候補者の選考は、公益財団法人姫路市文化国際交流財団に委託して行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。